

岩手県告示第 221 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 21 年 3 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 雫石町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和 54 年岩手県告示第 1290 号雫石都市計画下水道事業雫石町公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 昭和 54 年 9 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日まで